

第4期白岡市教育振興基本計画の概要及び策定の背景について

1 概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とした「第3期白岡市教育振興基本計画」（以下「第3期計画」という。）を策定しました。基本理念に「学び楽しむまちづくり ～次代を担う人と豊かな文化を育む～」を掲げ、その実現に向けて、「家庭・地域の教育力の向上」、「学校教育の充実」、「社会教育の充実」の3つの施策目標のもと、様々な教育施策を進めてきました。

この間、少子高齢化の進行やグローバル化の進展、デジタル技術の急速な発展などにより、教育を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

国においては、令和5年度から5年間を計画期間とした第4期教育振興基本計画が策定されました。また、埼玉県においては、令和6年度から5年間を計画期間とした第4期埼玉県教育振興基本計画が策定され、今後の教育政策に関する基本的な方向性や主要施策等が示されています。

このような状況を踏まえ、本市では、第3期計画の計画期間が令和8年度末をもって満了することから、新たに第4期白岡市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。本計画は、教育を取り巻く社会情勢の変化に対応し、教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、中長期的な視点に立ち、今後5年間の本市の教育の方向性を示すものです。

(2) 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画となるものです。

また、本計画は、第6次白岡市総合振興計画を上位計画とする教育分野の個別計画であり、国の第4期教育振興基本計画及び第4期埼玉県教育振興基本計画を参酌して策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

(4) 計画の策定体制

①白岡市教育振興基本計画策定委員会

学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、公募委員等により構成される「白岡市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、計画の内容について審議・検討を行います。

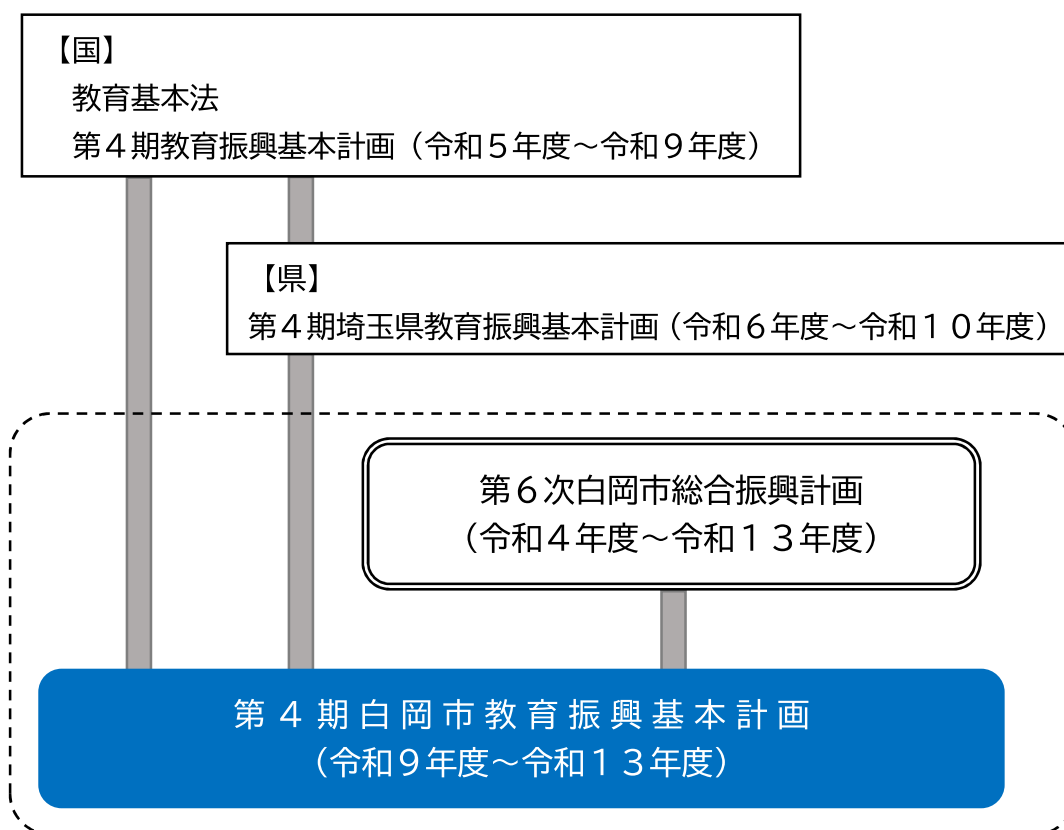
②庁内関連部署の連携・協力体制

教育総務課、教育指導課、生涯学習課、魅力ある学校づくり推進室などの庁内関係部署が連携・協力し、計画の策定を進めます。

③市民意見の反映

市内小・中学校の児童生徒及びその保護者、教職員、市民、関係団体を対象としたアンケート調査及びパブリックコメントを通じて広く意見を聴取し、計画に反映します。

【計画の位置付け】



※ 策定に当たっては、「白岡市立学校適正規模・適正配置等計画」「第2期白岡市文化財保存活用地域計画」、その他教育に関連する個別計画との整合・連携を図るとともに、「白岡市子ども読書活動推進計画」を包含するものとして位置付けます。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

①第4期教育振興基本計画の策定

令和5年6月、第4期となる教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）が策定されました。計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策に関する基本的な方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトを掲げています。

また、5つの基本的な方針として、「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」、「⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を示されるとともに、今後5年間の教育政策の目標と基本施策が示されました。

②こども基本法の制定

令和4年6月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が制定されました（令和5年4月施行）。同法の基本理念では、全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的な取扱いを受けることがないようにすること、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること、年齢及び発達に応じて意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることなどが示されました。また、基本的施策では、こども大綱の策定やこども施策へのこども・子育て当事者等の意見の反映などについて定められています。

（２）埼玉県の動向

①埼玉教育の振興に関する大綱の改定

令和 5 年 9 月、埼玉教育の振興に関する大綱が改定されました。大綱では、社会情勢の変化を踏まえ、埼玉教育が目指す人材像として、「自らの力で人生を切り拓き、自分の人生に幸せや生きがいを感じることができる」、「規範意識が高く、責任を持って行動できる」、「多様な他者を価値のある存在として尊重し、連携・協働できる」、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画できる」、「郷土や我が国の伝統と文化を尊重し、国際社会の一員として主体的に関わり活躍できる」の 5 つが示されました。また、こうした人材を育成するための施策として、7 つの根本的な方針が示されています。

②第 4 期埼玉県教育振興基本計画の策定

令和 6 年 7 月、第 4 期埼玉県教育振興基本計画（計画期間：令和 6 年度～令和 10 年度）が策定されました。計画の基本理念は「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」とし、第 3 期計画の基本理念を継承しつつ、社会の変化への対応が差し迫っている今、更に充実した学びにすることで、教育の使命を果たしていくため、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び（「豊かな学び」）によって、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指すとしています。

この基本理念の下、計画全体に共通する視点として、「誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」の 2 つを示し、今後 5 年間に取り組む教育行政の 10 の目標、29 の施策、153 の主な取組を設定しています。

(3) 白岡市の計画

① 第6次白岡市総合振興計画

本計画は、第6次白岡市総合振興計画に基づき、教育分野を総合的かつ計画的に推進するための個別計画として、同計画との整合を図りながら、教育行政に関する具体的な施策や取組を定めます。

② 白岡市立学校適正規模・適正配置等計画

本市では、児童生徒数の推移や学校規模の変化、学校施設の老朽化等を踏まえ、将来にわたり望ましい教育環境を確保するため、学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方や、今後の学校づくりの方向性を示す「白岡市立学校適正規模・適正配置等計画」を策定します。

③ 白岡市子ども読書活動推進計画

平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を踏まえ、本市では、これまでの読書活動推進に関する取組や課題を整理し、令和3年3月に令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として「子ども読書活動推進計画」を策定しました。

なお、同計画の次期計画について検討を行った結果、子どもの読書活動推進に関する取組を総合的かつ効果的に進めるため、第4期白岡市教育振興基本計画に統合することとします。これにより、これまでの取組を継承・発展させるとともに、家庭、地域、学校、図書館等の連携を一層強化することで、子どもの読書活動を総合的に推進することとします。

④ 第2期白岡市文化財保存活用地域計画

平成31年に文化財保護法の一部を改正する法律が施行され、未指定の文化財を含む地域の文化財を保存・活用し、次世代へ継承していくことの重要性が示されました。

これを踏まえ、本市では、令和3年に「白岡市文化財保存活用地域計画」を策定し、市内の文化財の調査、保存、公開及び活用並びに市民との協働による取組を進めてきました。さらに、これまでの取組や課題、文化財を取り巻く状況の変化等を踏まえ、令和8年7月に「第2期白岡市文化財保存活用地域計画」を策定しました。